

令和5年度第3回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 会議録

<p>議題 (確認・検討事項)</p>	<p>(1) ちがさき基幹相談支援センターNaluのご紹介 (2) 機関連携による周知の強化について (3) 成年後見支援センターの相談対応について (4) 市民後見人養成事業の進捗状況について (5) その他(成年後見支援センターの体制変更について ／次年度の成年後見利用促進会議について)</p>
<p>日時</p>	<p>令和6年2月2日(金) 18時30分～20時</p>
<p>場所</p>	<p>茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1</p>
<p>出席者氏名</p>	<p>(構成員) 内嶋順一、尾上美子、小野田潤、渡辺和也、糸智仁、大木教久、 三谷智百合、青柳雅之、柴田勝一、茂木香代子 (関係機関等) ちがさき基幹相談支援センターNalu(瀬川直人、鐘ヶ江麻里子) 障がい福祉課(荒井優広課長補佐) 高齢福祉課(本多祐子課長補佐) (事務局) 地域福祉課(瀧田美穂課長、大澤陽子課長補佐、加藤清晏主任、 横山康洋事務局次長補佐(※市社協交流職員))</p>
<p>会議資料</p>	<p>次第 資料1 ちがさき基幹相談支援センターNalu(ナル)の設置について 資料2 成年後見支援センターにおける相談対応について 参考資料1 茅ヶ崎市成年後見支援センターの周知・機関連携等について 参考資料2 ①集計のグラフ ②受理件数等 当日資料1 成年後見制度に関する講座、勉強会の一覧関係機関向け 当日資料2 市民後見人育成状況／市民後見人通信(非公開)</p>
<p>会議の公開・非公開</p>	<p>公開</p>
<p>非公開の理由</p>	<p>—</p>
<p>傍聴者数 (公開した場合のみ)</p>	<p>0人</p>

●開会

○瀧田課長

それでは定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。

令和5年度第3回茅ヶ崎成年後見制度利用促進会議にご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より本市の成年後見制度の取り組み推進につきまして、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

本日は、ご報告と事例についてのご検討、ご意見をいただきたいと考えております。限られた時間ではございますがどうぞよろしく願いいたします。

●議題（1）ちがさき基幹相談支援センターNaluのご紹介

○瀧田課長

確認検討事項の1として、茅ヶ崎市基幹相談支援センターのご紹介です。茅ヶ崎市では、昨年10月1日に、ちがさき基幹相談支援センターとして、Naluを開設いたしました。

本日は支援センターNaluより瀬川様、鐘ヶ江様においでいただいております。資料、パンフレット等の配布をしていただいておりますので、そちらに従ってご説明の方よろしく願いいたします。

○Nalu 瀬川氏

皆様こんばんは。ご紹介いただきました基幹相談支援センターの瀬川と申します。

○Nalu 鐘ヶ江氏

同じく基幹相談支援センターなるの鐘ヶ江と申します。よろしく願いいたします。

○Nalu 瀬川氏

今日は貴重なお時間の中、質疑応答も含めて20分いただいておりますけど、配布させていただいてる資料1とパンフレットをお手元にお寄せいただいて、ご説明させていただければと思います。

基幹相談支援センターは皆様もご存知だと思いますけど、相談支援体制整備の充実といったところで、今まで委託相談などが主な相談支援事業所があった中で、3層構造を国の方は示してきました、その中で一つの役割を担うのが基幹相談支援センターです。基幹相談支援センターは、どちらかという、地域の相談支援体制の整備ですとか、人材育成を含めた地域の相談支援専門員、相談員のバックアップ、フォローを主にやってくださいといわれています。その他、権利擁護に関しての取り組みですとか、虐待防止に関しての取り組みをやっていってくださいということが、国が示してきた主な役割になっています。

相談支援に対する現状はご承知おきいただいているかと思いますが、市内に今まで相談支援事業所と言われるものが4ヶ所と、高齢でいうとケアプランを立てるような役割の相談員が、合計で20名ぐらいいらっしゃるって、その20名の相談員が市内の相談当事者の方への対応で、疲弊してしまっているという状況があって、結果、質のいい相談支援が提供できていない。それはもう全国的に同じ課題を抱えているというところで、国がこの基幹相談支援センターの設置に至ったという経過です。

茅ヶ崎市の中でも自立支援協議会というものがあまして、そこで基幹相談支援センター設置検討プログラムプロジェクトという会議を設けまして、そこでどんな基幹相談支援センターが必要かというところを検討して、令和5年10月に私のいる社会福祉法人碧が茅ヶ崎市より受託するという形で設置して、現在に至るという感じになります。

パンフレットをお開きいただきますと、黄色で囲ってあるところが主な役割で、先ほどお話ししました相談支援体制の充実、権利擁護ですとか、総合相談専門相談という大きな役割があります。赤丸で囲ってあるところが、大きな目標と思っております、「障がいのあるなしにかかわらず一人

一人が地域の一員として自分らしく暮らすことができる地域社会を目指します」ですので、目の前の当事者1人に対しての対応だけではなくて、地域づくりについて障がい領域を超えてやっていくというのが、我々の大きな目的となっています。私たちは、今までいち相談員として、当事者の方の目の前の対応というので、駆けずり回っていた日々なんですけど、これからは相談員のバックアップですとか、事業者の困りごとのフォローをやっていくのが主な役割というところでご理解いただきたい。それとあわせて、その困りごとから抽出する課題、これを地域課題ととらえて地域整備をしていくという地域づくりを主に担っていく相談支援の中核機関ということで、当事業を日々行っております。

○瀧田課長

ありがとうございました。では、今のご説明について資料等も含めてご質問等ある方お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではもし、また何かご質問等ございましたら、個別に、改めていただければと思います。ありがとうございました。

●議題（2）機関連携による周知の強化について

○瀧田課長

それでは次の機関連携による周知の強化について、事務局より説明をお願いいたします。

○大澤課長補佐

それでは地域福祉課からご説明させていただきます。

今年度センターなりに、出前講座での周知を強化したり、銀行や、病院それから家庭裁判所にチラシの配架をお願いしたりという形で周知に力を入れきたところではありますが、まだまだ、足りないというところがあります。参考資料2でお配りさせていただきました成年後見支援センターの受理件数等のグラフの一番下に当センターを知った「きっかけ」の集計があるんですけど、一番多いのは、包括、関係各課からの紹介ということで、関係機関からの紹介、繋がりが一番多いです。意外と多いのが「通りすがり」で、市役所に来たら分庁舎の1階にあって立ち寄ったという方たちになります。

これは、まだ分庁舎にセンターがあるということが、知られてないんだなということでもあり、また一方で、ふと目につくところで、そういうのがあると関心興味を持ってもらえるんだなということもここからわかってきたところです。今後どうやって周知を深めていこうかと考えたときに、来年度は出前講座をぜひ進めたいと考えています。今も各機関から職員向けに依頼をもらったりして、コロナ前の開催数は年3回とかだったのが、今年度は9回やらせていただいています。結構皆さんからお声かけていただけているなどは思いますが、そのうち8回は関係機関の職員向けで、うち1回が身体障がい者の会から、当事者向けに依頼があったというところでした。これをぜひ機関連携しながら、施設や機関の利用者、相談者向けに、一緒に講座を開いてくことができればいいなと思いました。成年後見制度だけではなくて、それぞれの機関が持っているサービスやノウハウと合わせて説明をすることで、幅が広がると考えています。そういったことに来年度は注力していきたいと思っております。

当日資料1成年後見制度に関する講座勉強会の一覧(関係機関向け)をご覧ください。どんな講座があるのか、どんな内容があるのかが伝わりにくいと思ったので、可視化できるように一覧を作ってみました。1の「成年後見制度ってなんだろう」では、一般の方や高齢者家族向けに、制度の概要、それから将来の準備のための成年後見制度について説明します。2は後見制度とか日常生活自立支援事業やエンディングノートなどについて説明する講座。3は障がいのある方の権利擁護として障がい者やその家族に向けて、法定後見制度を中心とした、概要説明とか日常生

活自立支援事業の活用についてのご案内。4は、わが子が親なき後も安心して暮らしていくためにということで、障がい児・者の保護者に対して、やはり制度の利用ですとか、概要説明、支援ネットワークの構築や、親目線のエンディングノートの作成といったようなお話をしていければと思っています。最後の5「成年後見支援センターって何するところというところ」で、制度利用のお手伝いをするところですよというところの講座を作ってやらせていただく。これらに関係機関の利用者や相談者を対象に、機関連携でやらせていただけたらと思っています。

裏面に関しては、これまでもやっていたところなんですけれど、関係機関の方向けにも講座をやってきました。お互いの役割や強みを確認し合いながら、支援体制、権利擁護について一緒に考えていきましょうというものです。これを、各機関や施設にお配りしながら、一緒に講座や企画をできないかというところのきっかけにしていきたいと思っています。

今日皆さんにお伺いしたいのは、こんな講座を過去にやって反応が良かったとか、関心を持ってもらえたですとか、もしくは、こんな面白い企画の依頼を受けたことがあるとか、あと現場の声で、こういうニーズが結構あるんだけど、こういったこともやってもらえるといいなとか、何かあれば、忌憚のないご意見いただければと思っています。

中にはやはり士業の方に、お願いしなくてはいけない部分とかもあると思いますし、私たちでは説明できないところもあると思います。また今の私達では力不足でご説明できない分野もあるかと思いますが、今後将来的に、力をつけていくという意味でも、ご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

○瀧田課長

説明もありました通り、やはり来年度に開設2年目を迎えるということで、まだまだこの制度やセンターが十分行き渡ってる状況とは我々も考えておりませんし、また、市議会議員の方からも、もうちょっと周知に力を入れるべきというようなご意見を頂戴することがございますので、そうしたことも含めて、皆様から何かアドバイス或いは、こういった例もあるよというようなご紹介なども含めていただければと思います。よろしくお願いたします。

○三谷構成員

湘南ふくしネットワークオンブズマンの三谷です。結構精神障がいの方のご相談があるんですけど、なかなかご本人の納得が得られないということで、制度に結びついていかないことが、今までの中でもありまして、精神障がいの方のご本人向けに、この制度の必要性というんでしょうか、そういうことの話をご本人向けにしていくというのは、例えば瀬川さんの方で、ご本人、そういった方に納得していただくために、ご本人向けの講座を開くというのはどうなのかなと思ったんですけど。どうなんでしょうか。瀬川さんの方では、ご本人向けに、こういった権利擁護というところの研修会は考えてはいらっしゃるんでしょうか。

○NaLu 瀬川氏

おっしゃる通り、権利擁護に関しての研修などは、まだ実施には至っていませんけれど、これから考えていくことと思っています。

ただ、精神疾患の方に対してご理解をというところは、実はそこについて結構議論が必要で、難しいところかなと思っています。やはり精神疾患を抱える方の多くは、自分なりの理解というものがあって、そこに周りとの見方と差ができてしまうから、問題と捉えられがちなんですけど、本人なりの理解というところを大切にしていくと、本当に成年後見制度が必要なのかというところの議論に行き着くんだらうなというふうに思っています。周りがあなたに（成年後見制度が）必要でしょというだけではなかなか難しい。講座に関しても、参加したいと思ってもらえるか。そこから難しいという話になってしまうのかなと。

○三谷構成員

理解しています。本人向けにそういったものをやる場合、注意点とかかなり難しいのではないのかなと思ったので、お伺いしました。

今後当事者向けのものも考えてもいいのかなとは思いますが。

○内嶋構成員

精神の方の場合は瀬川さんもおっしゃるように、家族の方は例えば浪費をすとか、収支のバランスが悪いとかっていうことで困り感が強いんですけど、大体本人は使いたくて使っているんですよ。かつ、我々から見て判断能力があります。なので、成年後見制度にはストレートには乗らないです。

あとは日常生活自立支援事業でどうか、みたいなそういう感じになりますよね。最近日常生活自立支援事業はこの浪費系の精神障がいの方の救済窓口になりつつある状況ですよ。

一方、私も後見人でやったことがあるんですけど、精神障がいの方が全然対象にならないかというとなんかそれは全然なくて、長期入院されていて退院をしたいんだけど、ご本人はかなり慢性期に入っていて、それこそ判断能力に問題があると、知的障がいに近いような状態になっている方がいらっしゃるので、そういう方はそのまま社会に対してその経済活動に参加しなさいというのは無理な話なので、ある意味保護的に成年後見制度を使って、後見人や保佐人がつくというのはあります。多分それは、三谷さんが想定しているような、家族が来て、うちの家族が精神障がいなんだけどというようなことは、多分ずれがあるケースだと思いますね。なので、精神障がいの方の場合は、まずそもそも成年後見制度という、その判断能力問題があるということを前提とする制度に、のせるかのせないのかということからちゃんと話をしないと大きな誤解を招くと思います。それから、当事者に対しても失礼になる可能性があるんですね。

精神障がいの方が金銭管理で困っているというのは、何も判断能力がないからというよりもちょっと別のところに問題があったりするということが多い。そうなってくると例えば我々が出ていったところで何の役にも立たないんですよ。それこそ大木先生とか、あと普段、精神の支援をされてる方が当たっていかないとみたいな話になってくるので、中核がそれをやるのかどうかというのは、悩ましいところだとは思いますがね。

ちょっとお話が出たのでついでに申し上げれば、最近いわゆる知的障がいの方を中心とした親亡き後の講座は非常に人気が高いです。何でわかるかということ私ずっとやってるからわかるんですけども、昔はあんまり来なかったんですよ。だけど今は非常に関心が高いです、おそらく切実な問題になりつつあるからだだと思いますので、それはもし障がいのある方々を何らかの形で成年後見制度と絡めてっていうんだったら、一つの切り口として親亡き後のキーワード使って開催するということはあるかもしれません。

ただし、皆さんご承知の通りだと思うんですけど第二期成年後見制度利用促進基本計画で法改正はほぼ確実にやるということで、日弁連からの情報だと、改正法の中でいくつかまだ流動的な点はあるんですけど、まず堅いのがいわゆる限定的な後見制度の使用です。後見制度とは本来ご本人の判断能力がないことを前提に開始するので、今の法律は建前というかその原則に従って、能力が回復しない限りはやめない。やめないということは後見人がずっと就くということなんですけど、知的障がいの方が成年後見制度を使うときの一番大きいきっかけは、ご親族の死、相続が発生して、その中に相続人の中に知的障がい者がいるので手続きを進まないというような問題があって後見人をつける。つけてはいいけれども、ずっとついている。もう相続は終わったがまだついている。例えばお母さんが相続で後見人をやったとしても、なんで今までと何も変わらないのに、面倒なことだけ増えるんだという意見がすごく親の会とかからは来てたらしいんですよ。なので、理論を曲げて、要するにもう短期利用で終わるという制度ができるらしいですね。あと5年後ぐらいには施行の目標で進んでいると聞いてます。そうすると、あと5年で障がいの方を取り巻く成年後見制度の中身がえらくがらりと変わってしまうので、今そこをきちんと講義ができる人がどれだけいるのかと。今の現行の法制度ばかり説明して、5年後になったらそんなことしなくてもいいみたいな

話になるので、やるんだったらやっぱりちゃんとそういうような人をつけないと、変なミスリードになってしまうというところはあるかもしれないです。

○瀧田課長

ありがとうございました。他の方がいかがでしょうか。

○大澤課長補佐

今のお話で、5年後くらいの施行を目指してるといってお話だったかと思うんですけども、今、後見人をつけた方は一生なのか、法が施行されたら使えるように見直されるのでしょうか。

○内嶋構成員

私が裏から聞いている情報では、施行後遡及される可能性もあり得るっていう話でした。ただ、その辺はちょっとまだどこまで詰めるかわかんないですけども、限定的なのはほぼ確実らしいです。

○瀧田課長

他、いかがでしょうか。

○高齢福祉課 本多課長補佐

高齢福祉課でも、いろいろ事業を取り組んでる中で、やっぱり元気な高齢者の方がたくさん今いるので、かつ、コロナも落ち着いてサロンがかなり再開していますので、市社協とも連携してサロンでこういったお話、講話ができますよというのを宣伝するというのは、結構効果があるかなと。サロンによっては、誰かを呼んで、講和してもらおうというのを何回かに1回、定期的にやっていたりするので、そういったところでネタ探しをしていて、包括にやってくださいっていうサロンがいくつかあるんですけど、そういったところで、元気な高齢者に周知していけるといいかなと思います。

○茂木構成員

今本多さんからお話がありましたけれど、元気な高齢者への周知ということでサロンへの周知っていうのは一つ方法としてありなのかなと私も思っています。ただ元気な方って結構ご自身のこととして捉えにくいところがあるので、テーマとしてはちょっと検討が必要かなと思うんですけども。結構皆さん相続だったりとか、エンディングノートの書き方、空き家のこととか、ちょっと身近な話題になると興味示してくださったりするので、そういった切り口からの講座で持って行って、最終的に今備えとして他にもこんなものがあるというような周知ができると、皆さんの方にもご紹介しやすいのかなと思いました。

あんしんセンターの方でもそういった周知っていうのは必要だと思っているので、そういったことをする時には市社協のあんしんセンターの方でも一緒にコラボできるかなとは思っています。

○尾上構成員

講演会に関してはリーガルサポートの方でも毎年いろんな形で開催していますが、成年後見制度というテーマだとやっぱり、集まりがあまり芳しくなくて、さっき出たような相続とかそういうのを絡めての方が興味が湧くところです。去年リーガルサポートかながわで横須賀でやったんですけどタイトルとして、独り身のあなたが将来に向けて準備できることっていうことで、「独り身のあなた」と割と限定的に独り身の人にちょっと届くようになって形でやりましたところ、割と参加者も多くて、参加者自身が独り身な方だけでなく、知り合いに独り身がいる、独り身のおばさんやおじさんがいて、その人たちのことが将来心配だから、ちょっとどういうことができるのかということで、講演会参加された方も多かった。そういうやっぱり成年後見制度というよりは何か具体的な言

葉で、当てはまるようなワードで出してあげた方が、参加する気が出るかなと感じております。

○小野田構成員

今、尾上先生がおっしゃった、高齢者の方で、割とこの実績の方でも通りすがりの方、あと将来準備みたいな方が結構多いので、そういった関心はやっぱり促されるのではないかなと思ってはいるんですけども、そこに行き着くまでのルートと言ったら変ですけども、介護保険の方でのケアマネジャーさんがそういったニーズが潜在的にある利用者さんとかご家族に接してるところですね。そこから拾えるというところでいうと成年後見制度自体の名前は知っていても、なかなかどういった利用の仕方があるのかとか、そこに至るまでの前段階の準備みたいなところまでイメージがつかない方があると思うんですね。ケアマネの中でもそういったところから予備的、予防的にピックアップして行って、例えば包括とかとも連携し、例えば利用者の中には、障がいの方を抱えるご家族もいらっしゃるんで、そういうところの今後複合した課題を持っていらっしゃるご家族に対応するべく、包括と障がいの方の相談等を繋いでいく。そこにちょっと基幹相談が入っていくみたいな感じで、そういう相談のルートの仕組みを作るために、ケアマネジャーとか計画相談の方に周知をもう一步深めて進めていくっていうのはありなのかなと思います。

○柴田構成員

障がいの方で周知の点なんですけど、最近、施設入所をするうえでとか、共同生活、グループホームへ入居するに際して、成年後見人をつけてくださいという案内をいただくことがやっぱり多くなってきているかなと思います。周知方法はそれぞれに士業の先生だったりとか、市の方でやられているんですけども、実際入居するに当たって、いわゆる事業者が求めているのが、身元引受みたいなことであったり、あとは支払いですよ。安定を図るために、後見人をつけて欲しいというところだと思うんですよ。

一方で、先ほど精神の方の話も出ましたけど、当事者サイドがそれをちゃんと飲んでるかっていうところは、ちょっとまた別の話だなんていうふうに思ってるんですね。やっぱりその矛盾というものを改善していかない限りは、勧めるばかりで、それでいいのかと。それで、その権利擁護とか財産管理とかというけれども、果たしてそれがちゃんとその機能するのかというふうなところになってしまうと思うんです。やはりもちろん事業所側とすれば、そういう方がいてくれた方が話は通じやすい。でも一方で、本人がそういう納得しないものがやってるっていうふうなところだと相談支援とかでも、やはりその矛盾点というのが当事者サイドから出てきてしまうっていう現状があるので、そこをどういうふうに、先ほどの精神の方でもそうなんですけど知的の軽度の方とかでも、やはり十分にご自身で判断してやっていける。だけど住むにあたっては後見が必要だとか、その矛盾点をどういうふうに改善したらいいのかなというところが課題だと思っております。

ちょっと周知というよりも、その辺のところを整わないうちに後見制度が必要だからつけてくださいっていうのも、ちょっと危険かなみたいなところがあると思いました。

○内嶋構成員

今の柴田さんの発言に関連してですが、家族とか当事者に向かってやるのもいいんですけども、障がいの方の場合は結構支援者が後見制度利用に関して絡むことが多いですね。特に在宅から施設とか先ほど話のように在宅からグループホームとか、そういう時に絡むことが多いです。在宅の支援者は、例えば相談員だとかそういう人たちが、やっぱり後見制度の知識をきちんと身につけておくことが非常に大事なんです。横浜市の中核機関はそれも何年も前からやってまして、後見制度を使う前の後見的支援という制度も市独自で作ってます。手前味噌ですけど、私もその講師をやって、どういうふうに障がいのある方に成年後見制度を導入していくのかと。それから、先ほどそれぞれご指摘あったとおり成年後見制度は本来、本人の権利擁護のためにあるんですね。だから本人の意向と矛盾するのは本来よくないですし、ましてや事業者の資金確保のためっていうのは、これは実際にはよく行われてることでですけども、完全に制度趣旨がずれているとい

うようなことはきちんとそこで申し上げて、改めて成年後見制度のあり方というのをもう1回きちんと理解をしていただく。かつ、後見人として就いてくる人が例えば我々のような人間が来るわけで、支援者が協働できない場合もあるんですね。そういった場合にはどうするかみたいな話までしていますので、そういう支援者の方に向けて間接的なんですけどもやっている。

これはケアマネもそうです。お年寄り場合はケアマネとかそういう人たちをターゲットにしてやる。あの人たちはやっぱりネットワーク力がありますから、その人たちが今度、また個別の講義をやるときに客を引っ張ってくるというところがあるので、ターゲットをちょっといろいろ考えて、ただ単にその講演をやるっていうのではなくて、誰に向けてどんな講演するのっていうことをきちんと戦略を練ってやるっていうことをすると、今日こういうふうに支援者の方に出てきていただいているわけですから、号令かければ一応動員はかけてもらって、会場ガラガラってことはないわけですから、それで何回かやっていけばそのうちに、茅ヶ崎では中核機関がそういうことをやるから、それではうちの職員出そうみたいなそういう話に多分なってくると思うので、そんな感じでちょっとやっていただくといいのではないかな。横浜はそれでうまくいってます。割りと評判が良いので、良く分かったってそういうふうに後見制度のことについて何となく知ってるんだけど、きちんとした系統だった教育を受けたことがないという方がほとんどだったので。だから、中核がやる時には必ず行こうみたいな話にできればいいのではないですかね。

○瀧田課長

それでは、今日いただいた意見も参考に、我々もいろいろ考えて取り組んで参りたいと思います。

また、個々にアドバイスを求めるということもあろうかと思いますが、どうぞよろしく願います。

それでは次の(3) 成年後見支援センターの相談対応について、事務局より説明をお願いします。

●議題(3) 成年後見支援センターの相談対応について

○大澤課長補佐

今回は障がいのある方への支援や親族間でトラブルがある場合のセンターの立ち位置についてというところで、ご意見いただきたいと思っています。先ほどのご意見の中でいろいろ出ていて、支援者だとか周りの人達の意見や希望と本人の希望に沿ってないことが多々あってこのまま制度を使うことが果たしていいのかどうかというところのご意見が何回かいただいたかと思うんですけども、その辺とも関連してきます。

いくつか相談の中で、やはりご本人に、困り感がなかったりする場合も結構多いですし、センターとしてその中でどのように対応を進めていこうかというところ、今回はですね障がいのある方への支援ということと、あと親族間でトラブルがある場合のケースの二つに分けて事例を簡単にお伝えしながら、センターの立ち位置的なところ、このやり方で進めていってるけれどもどうだろうかというところをご意見いただければと思います。

事例については加藤の方からご説明させていただきます。

○加藤主任

資料2です。まず、一つ目が障がいのある方への支援と二つ目が親族トラブルのある、親族間で支援の方向が違う方です。

事例の一つ目が、本人に困り感がない統合失調症の方について。近所への迷惑行為により、近所の方が親族に対し、制度の利用を強く望んでいるケースです。

まず、本人の状況の中で緊急対応が必要な場合については、保健予防課や警察の方にも対応をお願いします。あとは、その中でご本人に困り感がある場合とない場合で、少し変わってくる部分があるかなと思っています。

②本人に困り感がある場合で支援者等がいる場合に関してはケース会とかを開催して、本人や支援者と一緒にどんな課題が今あるのかというところの整理だったり、先ほどもお話が出ていましたように、本当にこの方に後見制度が必要なのか、判断能力というところも考えながら一緒に確認をしていったり、実際に後見制度を使った後にその課題が解決できるのか、そういったところを含めて制度利用後のイメージもみんなで共有をしながら、希望があったり、制度利用をしていった方がいいとなった場合には、制度利用に向けた支援を進めるところで決めています。

逆に、本人に困り感がない場合は、よくあるパターンだと思うんですけども、なかなか介入するポイントがない場合は、やっぱり見守りを継続して、ちょっと支援者はやもやしますけれども、支援者、チームで連携しながら本人の困り感や課題をキャッチしていくような体制を作っておく。あとは内嶋先生がおっしゃるように、制度利用に繋がるようなタイミングを見るということで、チームが統一して対応できるように、キャッチするぞっていうところを目指していくってところが、必要かと思っています。

大事なポイントとして支援チームがなかなか作られていない、孤立している場合には、保健予防課や障がい福祉課等、そういったところの支援機関と見守り体制を作っていくところをしっかりとやっていこうかと思っています。

もう一つ、親族トラブルってところで事例としましては、認知症の本人に対して後見制度を利用するか否か親族間で意見が合致していないケースです。

センターとして、確認するポイントが二つあって、大事なところが、まず本人が市内の場合、支援者たちも市内なので、本人の様子や状況がわかるので、ケース会を開催して、本人の意思の確認、支援者としての見立て等を確認して、制度利用にした方がいいのか、そうではなくて、別の支援の方がいいのかを確認することはスムーズにいくんですけども、本人が市外の場合が少し難しいなと思っています。センターとしては制度利用の相談とか見守り体制の構築ってところは、なかなか他の市町村に対して言うってところが難しいと思っています。本人の様子がわかる市町村の方に相談するように、相談者に促し、本人は市外だけど相談者は市内で見守り体制もできていて、支援者も本人に制度利用をした方がいいということが確認できているのであれば、申立書の作成支援というところ、事務的な支援は実施してもいいのかなと思っています。ただ相談者と支援者が全然異なっていて、お互いにトラブルがある場合とか、虐待の疑いがある場合には、やっぱりその本人のいる市町村の方に対応をお願いするっていうような考え方です。

○大澤課長補佐

1の事例に関して基本は本人支援というところをベースにして、しっかりとやっていこうとセンターとしては考えてます。

また2の親族トラブルについては、本当に立て続けに数件起きておりまして、ここに関しては、本当に本人の様子をどこまで把握できるかっていうところです。またそこに対してセンターが責任とれるのかってところで、ちょっと対応が分かれるかなというふうに考えているところです。

皆様の方で何かご意見等があればアドバイスいただければと思います。よろしくをお願いします。

○内嶋構成員

私ばかりで申し訳ないんですが、例えば2の親族トラブル、これも親族間で紛争が発生して、どっちかにもう肩入れするっていうのは公的な機関であれば、これをやってはいけない話。そもそも手が出せないっていうのが、多分大原則だと思います。

私がセンター長をやってる南足柄にもやっぱりこのような相談が続々くるんですよ。事務局の方から、どうしようって相談があるんですけども、弁護士会とかリーガルに振ってと言ってるんですよ。

我々は受けられるんです。私たちは私企業だから、とりあえず自分の相談者の話だから聞きますよ。それでやってくれって言ったら多分、申立ての準備してみましようかとやります。それは、私たちはこの人たちから請け負えるからやれるんですね、誰かの肩を持っていいので。だけど皆さん

そうじゃないので、そこはちょっと、絶対に勘違いしないようにしないと役所なんだという頭でやった方がいいと思います。住民サービスの一環としてやってるんだから、こういう利害関係が対立しているところにはもう手が出せない。民間に振るということに徹底をした方が私はいいと思います。そもそも、その本人主体とかそんなレベルの話ではないんですよ。

それから、1も実は広い意味ではそうですね。ここはどういう利害関係の人たちが出てるかという。まず本人ですね。それから、その本人と対立する親族でさらには、迷惑を被っている住民と、その三つのそれぞれ思惑の違う人たちがいるんですね。ただし、住民というのは仕事上、住民のこういう苦情というのを排除するわけにもいかないから、そうですねと聞くことにはなりませんけれども、その先普通の住民サービスレベルの話ではないので、果たして、どこまで踏み込めるのかってというのは、相当厳しい話にはなってると思います。さっき、声の大きい当事者たちが来たって言ってますけど、声の大きいと、つい担当してる方はへえってなっちゃうんですけども、うっかり誰かの肩もったら最後になるので、そこは本当に注意をされた方がいいのかな。その中身の問題というよりむしろもう本当に入口でさばく。うちで捌いていいのかどうかってところの見極めをきちんとされた方がいいと思います。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。

次の事例2の親族トラブルの方でもお伺いしたい件で、何回かこれまでも先生からは同様なご意見をいただいたりして、もうこれは弁護士案件だよというふうにズバツと言っていただいていたこと私も私の記憶に残っているんですけども、例えばそこに本当に、虐待の可能性があればそれは高齢なり障がいなりに伝えていって、また別の動きで権利擁護という視点になってくるのかなと考えています。

ただ、例えばそのところで、確かに権利が守られてない。ちょっと心配、虐待とまでは言わないけれど…というケースも結構あって、その時に支援者間で話をして包括ですとかケアマネ等と話をして、確かに心配なんだよねというような話になったことも結構あるんです。そのあたりご意見いただければと思います。

○内嶋構成員

他の先生方のお話も聞いていただきたいと思いますが、もちろんケースバイケースです。私が言いたかったのは、一見親族対立に見えるけれども、客観的な資料を見ると本人がやっぱり何らかの権利侵害を受けてるっていうのであれば、例えば、事実上、肩を持つような形で次女を支援していくと。自分たちが対応するのではなくて土業とかに相談を勧めるとか。

うまく後見がつかまりましたらサーッと後ろから役所が出てきてくれてそれで、きちんと後見人がついたんだったらその大手を振って支援をするというようなことをうまく工夫をしてやってるところがあるんですね。

皆さんは誰かの代理になるってことができないんですね。特定の人の代理人にもととなれないんですよ。だから、包括ケアってよく言ったもので、包括的にご本人を中心にケアに入ることばできますけれども、誰かのためってことはできませんから。

例えば、皆さんがその支援に入った時に特定の親族の方が、私の言い分を聞けみたいなことを言い始めたら、やっぱりちょっと一旦引いて、我々のようなこういう個人事業者を突っ込ませて、それでやるというようなことかもしくは、明確に行政が手出せるように虐待の認定をしていくとか、そういう手段を使って、上手く、要するに巻き込まれないようにしないとイケないということなんですね。その辺、注意をしてやるってことを申し上げたかったということです。もちろん中間ケースなんか幾らでもありますけど、それはもう当たってみないとわからないので。ただ、おかしいなと思ったらやっぱりこういうふうにアドバイスを受けられる先生がいっぱいいらっしゃるわけだから、考えつつ突っ込んでいかないで、途中でちょっと立ちどまって聞いて、どうもおかしいと思ったら引けばいいんですし、いけそうと思うんだったら、突っ込んでいけばいいんですから。そのあ

たりの慎重さをきちんと踏まえておやりになっていただけるといいなっているということです。

○瀧田課長

いかがでしょうか。お願いします。

○大木構成員

いろいろあって、僕は内科医、脳神経内科医で認知症が主なんですけど、やっぱりこの障がいのある方のやはりこれ精神科の領域なんですけど、特徴はやっぱり主治医がいないっていうことが多くて、そこがもう大前提ですね。だから、本人が統合失調症であるのであれば、例えば今いい薬があって、コントロールができるっていう時代になってるけど治療、通院してない。コントロールしてあげることで、本人の判断能力が落ちてるのが上がる可能性があるんですよ。

だから、そういうことを知っていただいて、なかなかこういう人を受診させるって難しいんですよ。ただ、一方では医療事情を説明すると精神科の先生って開業医の先生がいるんですけど、そのキャパシティってもう茅ヶ崎寒川はパンパンなんですよ。本来であればやっぱり精神科のところに誘導してあげて、精神科の先生の外来って初診とすごい難しいんですよ。

だからこういったことを、開業医の先生に頼みますっていても無理なので、こういう事案はやっぱり精神科の先生につなげていった方がいい。精神科の先生は、力量がある先生は、本人と対話しながらアドバイザーとして存在していただく。これもうちちょっと後見やったほうがいいよなんていうふうにやっぱり主治医から言ってくれと、結構言うことを聞いたりするんですよ。

だからそういうところを、やはりやってくれる先生のところにつないでいただくっていうのが、良くて、今やはりこのなんでしょうね、やっぱり精神科領域の先生が足りない、またはそういったことまで権利擁護のことまで考えてくれて、やってくれる先生のところは大体パンパンなんで、そういう先生のところをちゃんと掴んで、その最新の患者さんの中に入れていただくっていうのが、こういう方が増えていくことはもう間違いないので、本人の権利擁護という意味での第一歩はやはり、ちゃんと病名がついて、疾患があるんだったらやっぱり通院させるべきだと。

強制入院とかそういうのは、僕からしたらもう最終初段だと思うので、そこは使わずにどうしても難しいケースってあると思うけれども、そういった時はしょうがないと思う。

けど、見守りとか、みんなの知恵絞って、このケースどうしようっていうふうに、舵をとっていくと。だから民間とやはり役所が共同でやっていけばいいんじゃないかな。

だからそういうスタイルは認知症ではできているんですけど、精神障がいや知的障がいの人たちがまだまだかなと思っています。ずっと精神疾患を持ってる人に寄り添って、それを補助してあげるといのは、やっぱりドクターの役目でもあるんですけど、やっぱりそこが結構重要なんですよ。なんだけどここが抜けちゃってるねと。それを、ある意味それやってくれる先生を発掘して、その中に少しでも、急な介入はその先生方難しいので、あらかじめ主治医制をとっておくっていうのが、いいんじゃないかなというふうに思うんですけどね。以上です。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。確かに通院につなげるというところが非常に難しいところではあるんですけど、その辺りはまた、障がい福祉課や保健所とも相談しながら、連携の方法とかそういうのを探っていきたいなと思います。

○高齢福祉課本多課長補佐

まず1つ目の事例について大木先生が言うように、認知症に関しては、地区の包括が主催で地域ケア会議を民生委員やまちぢから協議会、地区社協とか住民の代表となるような方を呼んで、認知症の理解を広めていくというところは、かなり進んでるか。しよっちゅうおうちから外に出て迷子になってしまうけれども、それこそ地域ケア会議で、近くのコンビニの職員とかも会議に呼ん

で、その人が来たら、一緒におうちに連れて帰るとか、ここの交番に連れてくる等というルールを決めているということで、やれてる方もいて、認知症の理解はかなり広まってきてるなと思います。けれど、やはり精神疾患のある方の声出しとか、あとは高齢者でも精神疾患だろうな、でもどこにも通院してないなという方も結構相談であるんですけど、鳩にひたすらエサを上げてしまう方とか、いろいろやっぱり高齢者でも同じような相談を来る中で、大声出すレベル感にもよるとは思うんですけど自傷他害もない中で入院はできないし、多分声を出してるってことはその叫んでるなりの何か理由があると思うんですよね。だからそういった、その人の世界感に寄り添う人っていうのがやっぱり必要になってくる。あと、近所の方たちがどう思ってるのかって意外と聞いてみないとわからなかったりするんで、小さい頃は関わりがあったとか、どういう人だったとか…なので地域住民も交えて何か考えていけるような形ができるといいのかな。そういった地道なところから地域の理解は広めていけるかなというのはちょっと感じる場所ですね。

事例2の方の親族トラブルについては、やはり全く同じようなケースが高齢福祉課にもありました。市の方で包括とも相談した上で、行政でできることはございませんと。弁護士にご相談くださいというのだけ一筆書いて送りました。多分成年後見支援センターには入っていない相談です。そのあとお手紙書いてからは特に返事はなかったです。似たような相談が窓口にもこの前にも来ましたが、やっぱり行政としてできることとできないことをわかりやすくお伝えするというのがまず第一かなと思うのと、あと窓口とか電話で同じような話をされる方はご自身でも主訴がこうよくわかってなくて混乱してる場合が結構あるので、この前はお話を聞いて、話を整理したら、自分が本当に辛かったところがわかったみたいで、泣いてらっしゃって、満足して帰りました。ケースバイケースのところはありますけれども、やっぱり行政としてできることできないところと、話がもういろんな課題がごちゃ混ぜになってる方については、整理するっていうところを、重点的にできるといいかなと思います。

○柴田構成員

事例1のところで精神障がいの方でっていうふうなところで、先ほど大木先生の方言われたように医療面ではやはり主治医とところなのかなっていうふうに思って聞いておりました。

一方福祉サービスの方から、本人にとってキーパーソンとなる人が、この方の事例というかこういう症状の人の何か困りごとを伝える機関というのがどこにあるのかなというところなんですよ。

本人が困ったというところをどなたに伝えてるのかなというところが。行き場もない。ただ統合失調症なのでその症状に追われた形で、かなり生活もきつきつでやられているんだなというふうなところをちょっと想像するんですよね。そうするときに、やはり地域のサービスであるとか、要はキーパーソンとなる人というか場所というところの確保というのも求められるのかなと思うんですよね。そこを本人とちゃんとマッチングしていかない限りは、幾ら紹介したって、行きたくないよって一言で終わってしまう。ただ誘導的なところはあれど、本人が落ちつける場所ってどこなのかなというのを一緒になって考えていくというのが大事なかなと思うんですよね。それから先のニーズというのは、後見人なのか、入院になるかというのはまたその先のところだと思うんです。まずはその本人が安心してこう過ごせる環境って何なんだろうねというのは、本人とともに考えるまでも本人一人ではやっぱり考えられないので、考えられないような状況だと思うので、そういうことを考えられる人であるとかを準備していくことで。やはりそういう話をとにかく聞いて、一步一步。何かどうしても何かにつなげたいっていうのがこちらの意図でもあるんですけど、そこを悟られないように。地道な努力なのかなというふうには思います。まずは環境の設定なのかなとも思います。

○小野田構成員

先ほどから出てるんですけどやっぱり本人の困り感みたいところで言うと、何に困ってるかとかその行動に出るようなその要因。先ほど本多さんがおっしゃったようなところになるんですけど、

結構あるのがご家族というか近い方とのやりとりの中で何かしら関係性が崩れていたり、何かやりとりしてエスカレートしてスイッチが入って行動に出るみたいな、そういうパターンがあるように感じているんです。たまにあるんですけど、認知症の方であってもそういうことがあって、やっぱり一人暮らしの方で隣の方とのやりとりで、暴言ではないんですけど、やりとりの中で引っ掛かる言葉であったりそういう関係性から生じるような、マイナスの部分というか本人に触れる怒りに触れるような部分があって、そこから調子崩してしまうみたいなことがあるんですね。

そういうことって、やっぱりその環境調整の部分に大きいとかと思うので、医療ももちろん大事なんですけれど、その環境調整できるようなところまで支援が入るといいなというところがあって、その中核機関の機能でいうと支援チームの形成支援みたいなところを、そういったところが成年後見制度の利用を云々にかかわらず、何か支援者間でネットワークができていくと、割とその中で後見がどうか、必要かどうかの住み分けであるとか判断みたいなものもできてくるんじゃないかなと思っています。

こないだ勉強会みたいな場で、やっぱり包括の皆さんも来て参加されてたかと思うんですけど、ケアマネジャーとか、計画相談の方とか、ちょっと具体的なケースに本当に近い人たちが入って、こういう課題とかを事例検討してくというのは、いいのかなと思いました。

○尾上構成員

通院の件なんですけども、私、常日頃これを茅ヶ崎市でも取り入れてくれたらいいのにと思っているのが、東京都の大田区とかやっているところでは、行政が医師を雇用して、そこで地域包括支援センターから来ました医師の何々ですという形で、行政からもその当事者の方に往診できるという、その行政が医師と契約してその医師がいていただける。そこでまず、通院に繋がるきっかけができるので、今そういう医師も茅ヶ崎にいないという状況がありますけれども、将来的にやっぱりそういう現場の声を市の方に伝えていただいて、そういった人が1人でも契約していただければ繋がりが増えるのかなと思っています。

あと課題に戻って中核機関のあり方、成年後見支援センターのあり方なんですけど、多分あり方的には今、大分整理ができていて、こういう状況にはこうあるべきだということももうほとんど整理できてるのかなと思うんですけども、それをきちんと利用者の方に伝えるために、まず利用していただくにあたって、こういった時センターができることはこういうことで、ご本人の支援が最優先なので、このお話聞いていく中で親族トラブルとかそういったことが出てきた場合は、もうセンターとして何も、どちらかの当事者の代理はできないから、それ以上はもう関わるできないというような約束事というのを最初にセンターの利用できることというのを最初にペーパーで作って利用される方にも納得していた上で進めていけば、後々トラブルもこういうことであって、当てはまったのでちょっとここからはもうできませんというような形でできないと言ったとしても最初に説明してるのでちょっとトラブル減らせるかなと思いました。

○糸構成員

最近私のほうで多分成年後見支援センターに関われないままの方の、要は私が最後の受け皿みたいな形になっていて、去年の3月から年内だけで3件、すべて茅ヶ崎の方なんですよ。

1件目の方は、独居でゴミ屋敷の中において全身褥瘡状態で見つかった。そこに結局は、高齢福祉課なり、どこかの手が入ってなかった。

次の方もやっぱり独居の方で、この方は契約前に亡くなられて、最終的には行政の方で、多分行旅死亡人扱いになった方。

年末に任意後見の対応なんですけど、この方も独居でゴミ屋敷の状態で一人暮らし、病院に運び込まれて、結局、病院の相談員から、何とかありませんかねという形で相談がはいる。皆さん、実は判断能力があるので、要は成年後見に引っかからない。どうやって手を差し伸べるかっていうところが、実はこれからもしかしたら、認知症ではないので、より問題点が大きいのかなという感じはしています。

基本的にはみんな体は特に問題はなく、認知症もなく、でも独居でゴミ屋敷でみたいな状態の方がいるってこともちょっと考えていけない時期に来ているのではないかなと。いわゆるおひとり様がすごく増えてきて、その方たちのやっぱり終末期の問題が、成年後見支援センターに絡まないところで、やっぱりゴロゴロ転がってるよっていうことをちょっと知っておいていただきたいなと思いました。よろしくお願いします。

○大澤課長補佐

皆様ありがとうございました。

障がい1のケースに関しては、本人にとって安心していられる場所というところで、包括の方が本人とは結構いい関係を結んでおりまして、何か困ったら包括の方に相談に本人が行くっていうような流れができています。包括の方はそこを大切にしていきたい寄り添っていききたいというところで、本人にとって、あまりうれしくない話をしなければならぬみたいなことでいう役割は、別のところでやっていこうかっていうところの役割分担でいけばいいのかなと。週明け、包括と保健所と元町の家も関わっているということなんで、ケースカンファレンスをしてお互いの役割とか今後の見守り体制を考えていく予定です。ただ話を聞いている限りでは、判断能力がないというわけではなさそうだと。この方結構アドバイスを受けてご自身で手続きとかが割とできるので、成年後見支援センターが後見制度でしっかり関わっていくっていうケースではなく、見守りの中で必要に応じて出ていくような感じかなというケースで、これについてはそういった対応でいきたいなと思ってます。

親族トラブルについては幸い、我々には心強い先生たちがいっぱいいらっしゃいますので、いただいたアドバイスを参考にしながら、踏み込みすぎず、危機意識を持ちながら対応をしていきたいと思っています。

皆さんありがとうございました。

○瀧田課長

ありがとうございました。

他にもいろいろご意見もあろうかと思いますが時間の都合もありますので、またこのようなケースなどの相談については今後もさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは市民後見人養成事業の進捗状況についてということで、こちらの社会福祉協議会の方から報告をお願いします。

○茂木構成員

皆様にお配りさせていただいている当日資料2をお手元にお持ちいただいて、聞いていただければと思います。

皆様の方に講師としてご協力いただきました、今年度の第4期市民後見人養成講座実践研修ですが、1月24日に修了認定者審査会を開催させていただきました、受講者5名全員の合格が決まりました。受講者の方には昨日、合格通知の方を発送させていただいております。

今後ですけれども、2月27日に修了証書授与、あと法人後見サポーター登録説明会というものをさせていただいて、皆さんにサポーターとしてご登録をいただきたいと予定しております。6月ごろに日常生活自立支援事業の生活支援員の支援にご同行いただきまして、実際の実習みたいなもの、現地の実習みたいなものを高齢者と障がい者のケースを一つずつ経験いただいた後に、バンク登録面談をさせていただいて、そこでご意向がある方々を市民後見人のバンク登録という流れになっていきます。5名全員登録していただけるようにできるといいなと思っております。

二つ目修了認定者へのフォローアップについてです。

1人今バンク登録されてる方が新たに支援員、日生事業の支援員としてデビューをされました。そのほかにも市民後見人に今私達法人が後見人として持っている法人後見のケースを、市民後見人への移行ということで見据えて、相談をさせていただいてる方がいらっしゃいます。

まずは法人後見サポーターとして活動してみないかということで相談して快諾をいただきましたので、今後法人後見サポーターとして活動いただいて、一応この方とはできれば1年以内の中で、市民後見人の方に移行していくようなスケジュール感で進めていきたいと思いますということで話をさせていただいております。

その他でも今法人で持っている、日生事業で持っているケースの中で、ちょっと後見が必要になって思われる方に関して、今支援についてくださってる方がバンク登録されている方なので、法人後見の方に移行した場合一緒に受任できるかご相談させていただいて、こちらも快諾をいただいておりますので、そのケースが今後もし後見制度に繋がれば、その方にご一緒いただこうかなと思っているところです。

今、すでに受任されてる方とこれから受任を考えてる方、そういった方々がいろいろいらっしゃるんですけど、他にも登録されてる方はいらっしゃるの、皆さんのちょっとモチベーションを保っていただくという意味合いも含めて、今日皆様のお手元にちょっとお配りしたんですが、この市民後見人通信というものを発行させていただくことにしました。そんなに多く発行できるものではなくて年1、2回から始めようかなとは思っているんですけども、これ発行してもうすでに皆さんに1月お配りしたんですが、近況がわかってすごく良かったというご意見をいくつかいただいているので、今後も頑張って発行していきたいと思っております。

今年度の実践研修の方の参加もご案内をしています。1期生から3期生までの方に実習の復習として、受講しませんかということをご案内させていただいて、2名に受講をいただいております。先日行われた成年後見ネットワーク勉強会の方も、研修の機会としてご案内をさせていただきました、こちらも別の方ですけども2名参加をいただいております。今後3月には名簿登載者情報交換会ということで、バンク登録されてる方々と、あとは実際支援に行ってらっしゃる日生の支援員も現地の様子よくわかりますので、日生生活支援員と合同で、情報交換会をやる予定にしております。そういったものを経て3月中旬までに、今バンク登録されてる方々の更新面談を実施していく予定になっております。

次の市民後見人へのバックアップですけれども、前回の会議で報告させていただいて以降は皆さん、家裁報告等はございませんでしたので、定期面談による最近の支援の様子のヒアリングをさせていただいております。それに合わせて必要に応じて順次こちらでアドバイスや必要なところのフォローをさせていただいている状態になっています。

最後にその他の市民後見人の受任形態についてということで、前回の会議でも皆様の方にご意見を頂戴いたしまして、士業の先生方が持ってらっしゃるケースの移行ということもちょっと検討しているということをお話させていただいたんですが、途中からの移行よりは最初から移行見据えて、複数受任から始まって、リレーしていくという方が移行しやすいというご意見をいただきましたので、ちょっとその辺りのことを今後また検討していけたらと考えておりますので、またその過程でご助言をいただけたらと思っております。

また、今活動している支援員、市民後見人のフォローも、私どもと一緒にお力添えをいただけたらと思っておりますので、今後どうぞよろしく願いいたします。

○瀧田課長

ありがとうございました。

また、市民後見人養成講座につきまして講師としてご協力をいただきまして、ありがとうございましたこの場を借りて御礼申し上げます。

今の状況の報告について何かご質問或いは確認等ございましたらお願いいたします。

(特になし)

それでは、その他ということで、まず事務局の方から2件、成年後見支援センターの体制変更についてということと、次年度の成年後見利用促進会議について説明がございますのでよろしくお願い致します。

●議題 (5) その他 (成年後見支援センターの体制変更について/次年度の成年後見利用促進会議について)

○大澤課長補佐

では(1)成年後見支援センターの体制変更についてです。成年後見支援センター相談業務の一部を、湘南ふくしネットワークオンブズマンにお願いをして、二人三脚で相談対応やっていたところでした。平成20年の協働推進事業から始まり、委託という形に変えながらも、長らくずっと、市の成年後見利用促進に向けてご尽力いただいたところで本当に大変助かってきましたし、一緒に中核機関としてもスタートできて、本当に心強かったんですけども、ちょっと人材的などころで人員確保していくところが難しいというところで来年度については、委託は無理かというお話がございました。こちらに関しては、来年度は委託という形ではなく市の方で直接社会福祉士もしくは精神保健福祉士の有資格者、または、2年以上の相談業務実務経験のある方ということで募集をさせていただきました。

募集をしたところ、6名の方から応募いただきました。県の社会福祉士会のホームページなどにもリンク載せさせてもらってご協力いただいて、聞いたらやはりそこから応募した方も結構いらっしやっただので、ありがとうございます。非常に良い方たちが集まってくださって、そこから2名選ばせていただくというような形で、また強力な心強い方パートナーができると思っています。非常に残念ではあるんですが湘南ふくしネットワークオンブズマンは今年度までという形になりましたので、ご報告させていただきます。

その関係で三谷さん、よろしければ長くやってきていただいて、これまでの感想もしくは市への引き継ぎ事項等あれば、一言お願いします。

○三谷構成員

今ご説明がありましたように、2008年から協働推進事業を3年間ということで、市民のための成年後見支援センターというのを応募しまして、そこから始まりました。その時は、敷居を低く、市民の目線に立って相談に乗っていきこうということで、成年後見制度だけではない、いろいろなその権利擁護的な相談も入り、手探り状態でいろいろな相談を受けてきました。2008年から成年後見利用促進の勉強会ですとかが始まりましてそこで、今いらっしやる先生方にいろいろなご助言、ご意見とかご協力をいただきまして、大変私たちにとっては力強いことだったと感じています。本当に長い間、私たちSネットは権利擁護団体として、茅ヶ崎市にまだ存在はしていきますので、別の視点からかかわっていきたい。やはりNPOだからできることができないことも、今年度からは市の委託を受けて市役所の中で相談を受けてる中で、やはり市として制限されてしまうということもありますし、NPOでやってた時はNPOなりのやり方ができていたので、また、来年度からは委託は受けなくなりますけども、茅ヶ崎市内のいち権利擁護団体として、いろんなご意見等はしていきたいと思っておりますのでどうぞ皆様よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。また今後ともよろしくお願いたします。

次年度の成年後見利用促進会議についてですが、前回も少しお話させていただいた通り、成年後見制度基本計画の改定準備が来年度から徐々にスタートしていくところです。その関係で令和6年度7年度、皆様にご意見等をまたいただく機会が増えていくと思いますが、ぜひ委員の皆様には、また来年度も委員就任の継続の依頼を送らせていただいでよろしいでしょうか。ありがとうございます。どうぞ引き続きよろしくお願いたします。

○瀧田課長

それでは皆様からこの機会に情報提供あるいはお知らせ等ありましたらお願いたします。

○NaLu 瀬川氏

手短に宣伝させてください。基幹相談支援センターが行う人材育成事業の一環で研修会をしたいと思えます。私たちが大切にしたい障がい者支援の基本的視点ということで、本当に現場の皆さんが日々揺れ動く感情の中で、私たちの仕事ってそもそも何だろうねっていうところ、今日、権利擁護のお言葉もたくさん出ましたけど、そこら辺から改めての研修を打とうという内容になっております。今日は偉い先生方ばかりなので。ちょっと周知場所間違えちゃったかなという思いもありますけど、もし周りの方で、勉強してくださいって方がいらっしゃったら、周知にご協力いただけると助かります。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○尾上構成員

すみませんチラシも何も持ってないんですけども、リーガルサポート本部の方で、3月8日に、地域の権利擁護を支える市民後見人と題しましてフォーラムを行います。オンラインでも参加できます。ご興味のある方はぜひリーガルサポート本部のホームページから申込みできますのでよろしくお願いいたします。2月12日までの申し込みになっております。

○茂木構成員

すみません先ほどお伝えし忘れてしまったんですけど、今日お配りした市民後見人通信ですけども、内部向けの通信ということで写真掲載の許可をいただいておりますので、ちょっと取り扱いにご注意いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大澤課長補佐

他にはよろしいでしょうか。
(特に挙手等なし)

○瀧田課長

それでは本日も長時間に渡りありがとうございました。また、今年度につきましては今回が最後の会議ということで、皆様には会議の都度、或いは個別の相談などにおいて、貴重なご意見ご助言をいただき、ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

今後も成年後見制度及び支援センターが、いろいろお困りの方、お悩みの方の助けとなるよう、取り組んで参りますので、委員の皆様におかれましては、来年度以降も引き続きよろしくお願いいたします。

それでは本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上